

川口市水道事業給水条例施行規程

目 次

第 1 章 総 則

| | |
|----------------------------|-----|
| 第 1 条 趣 旨 | 2 3 |
| 第 2 条 定 義 | 2 3 |
| 第 3 条 共同住宅 | 2 3 |
| 第 4 条 廃止の取扱い等 | 2 4 |
| 第 5 条 廃止の要件 | 2 4 |
| 第 6 条 給水装置の廃止届 | 2 4 |
| 第 7 条 土地等の譲渡に伴う加入金 | 2 5 |
| 第 7 条の 2 第一種市街地再開発事業に伴う加入金 | 2 5 |
| 第 8 条 加入金の納付 | 2 5 |

第 2 章 給水装置の工事及び費用

| | |
|----------------------------|-----|
| 第 9 条 給水装置の工事の申込み | 2 5 |
| 第 10 条 メーター等の撤去 | 2 6 |
| 第 11 条 給水装置の工事の承認 | 2 6 |
| 第 12 条 給水の方法 | 2 6 |
| 第 13 条 道路掘削等 | 2 6 |
| 第 14 条 メーターの設置の期限 | 2 6 |
| 第 15 条 利害関係人の同意書の提出 | 2 7 |
| 第 16 条 給水装置の所有者の変更 | 2 7 |
| 第 17 条 給水装置の分岐利用者への通知 | 2 7 |
| 第 18 条 給水装置の工事に伴う誓約書の提出 | 2 7 |
| 第 19 条 指定給水装置工事事業者が提出する申込書 | 2 7 |
| 第 20 条 工事の中止等の届出 | 2 8 |
| 第 21 条 工事の設計 | 2 8 |
| 第 22 条 メーターの位置等 | 2 8 |
| 第 23 条 工事の検査及び確認 | 2 8 |
| 第 24 条 工事費の算出方法 | 2 9 |
| 第 25 条 分岐に要する費用 | 2 9 |
| 第 26 条 復旧費 | 2 9 |
| 第 27 条 標 識 | 2 9 |
| 第 28 条 配水管等の修繕 | 2 9 |
| 第 29 条 配水管等修繕代の納付 | 2 9 |

第3章 給水

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 第30条 | 給水の申込み | 30 |
| 第31条 | 特別給水 | 30 |
| 第32条 | メーターの保管 | 30 |
| 第33条 | メーター等の検査 | 30 |
| 第34条 | メーター等の交換 | 30 |
| 第35条 | 水道の使用中止等の届出 | 30 |
| 第36条 | メーター等の取外し | 31 |
| 第37条 | 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検 | 31 |
| 第38条 | 給水装置及び水質の検査 | 31 |
| 第39条 | メーターを設置しない給水 | 31 |

第4章 料金及び手数料

| | | |
|------|---------------------------|----|
| 第40条 | 料金の徴収方法 | 32 |
| 第41条 | 料金の領収書の発行 | 32 |
| 第42条 | 料金の徴収 | 32 |
| 第43条 | 料金の過誤納金の還付 | 32 |
| 第44条 | 算出標準に異動を生じた場合の措置 | 32 |
| 第45条 | メーターと各戸メーターとの水量差による料金の取扱い | 32 |
| 第46条 | 定例日 | 33 |
| 第47条 | 使用水量の端数の取扱い | 33 |
| 第48条 | 使用水量の認定 | 33 |
| 第49条 | 手数料の徴収の時期等 | 33 |
| 第50条 | 手数料の納付 | 34 |
| 第51条 | 手数料の免除等 | 34 |
| 第52条 | 料金の軽減及び免除 | 34 |
| 第53条 | 料金計算の特例 | 35 |
| 第54条 | 料金の徴収区分 | 35 |
| 第55条 | 料金の納入期日 | 35 |

第 5 章 管 理

| | | |
|--------|--------------|-----|
| 第 56 条 | 情報提供 | 3 5 |
| 第 57 条 | 配水管等の維持管理の特例 | 3 6 |
| 第 58 条 | 給水停止の通知 | 3 6 |
| 第 59 条 | 身分証明書等 | 3 6 |
| 第 60 条 | 委 任 | 3 6 |
| 附 則 | | 3 6 |

川口市水道事業給水条例施行規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 給水装置の改造工事 次に掲げる工事であって、給水装置の原形の変更を伴うものをいう。
 - ア 改造工事 給水装置の管種、口径、位置の変更及び給水用具の一部又は全部の取替え等の工事（過去の漏水履歴その他の状況から修繕工事と同視しうるものとして管理者が別に定めるものを除く。）をいう。
 - イ 増設工事 既設の給水装置に給水管の延長等を行い、給水用具を増す工事をいう。
- (3) 給水装置の修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事又は過去の漏水履歴その他の事由から当該給水装置の機能を保全するため、管理者が行う配水管等からメーターまでの管種、口径、位置の変更及び給水用具の一部又は全部の取替え等をする工事をいう。
- (4) 撤去工事 給水装置を配水管等の分岐部から取り外す工事をいう。
- (5) 廃止 将来にわたって水道の利用がない給水装置で、配水管等の分岐部から給水管を撤去することをいう。

（平成23水道局規程8・一部改正）

(共同住宅)

第3条 条例第3条第6号に規定する共同住宅は、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 1棟の建物で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、かつ、各戸間が界壁をもって完全に間仕切りされていること。
 - (2) 各戸には、それぞれ独立した給水装置があること。ただし、直結メーターで使用している部分を除く。
 - (3) 条例第7条の2第3項に規定する加入金（以下「加入金」という。）を納付していること。
- 2 前項の共同住宅の事務の取扱いについては、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

（平成23水道局規程8・平成31上下水道局規程19・一部改正）

(廃止の取扱い等)

第4条 条例第7条の5の規定による給水装置の廃止は、次の3種類とする。

- (1) 廃止流用 給水装置を廃止し、これに係る加入金を他の給水装置の新設又は改造に充当すること。
 - (2) 廃止保留 給水装置を廃止し、これに係る加入金を他の給水装置の新設又は改造に充当するために一時保留すること。
 - (3) 廃止放棄 給水装置を廃止し、これに係る加入金を将来にわたり他の給水装置の新設又は改造に充当する見込みがないこと。
- 2 給水装置の所有者が、前項第3号に規定する廃止放棄を行った場合の加入金は、充当又は還付をすることができないものとする。
- 3 条例第7条の5の規定による加入金の充当をする場合であって、新設する給水装置の口径に係る加入金の額を超えるときは、保留又は還付をすることができないものとする。
- 4 管理者は、給水装置の工事のしゅん工後において給水装置の工事の申込者に、既得分(加入金を利用できる分)のあることが明らかになった場合、第7条の4第2項ただし書の規定により還付することができる。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(廃止の要件)

第5条 廃止は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 水道使用の中止の届出がされ、かつ、条例第22条の水道料金(以下「料金」という。)が精算されていること。
 - (2) メーターが返納されていること。(管理者がその必要がないと認める場合を除く。)
 - (3) 給水装置の廃止の届出が提出されていること。
 - (4) 給水装置の所有者が、移転等をするとき。
- 2 条例第18条第1項第1号の規定による給水装置の廃止の届出をしようとする者は、現に給水装置の所有者でなければならない。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(給水装置の廃止届)

第6条 前条第2項に規定する給水装置の廃止の届出は、様式第1号の廃止届により行うものとする。

- 2 前条第2項の給水装置の所有者に変更があるときは、前項に規定する廃止届を提出する際に、様式第2号の変更届を併せて管理者に提出しなければならない。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(土地の譲渡に伴う加入金)

第 7 条 給水装置の所有者が、当該所有者の所有する土地の譲渡を受けた者に当該給水装置を譲渡するに当たり、土地等に附属する給水装置について条件を付さず譲渡した場合は、当該譲渡を受けた者を当該給水装置の所有者とみなすものとする。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(第一種市街地再開発事業に伴う加入金)

第 7 条の 2 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する第一種市街地再開発事業の施行区域における、既設給水装置のメーター口径等に係る加入金の既得分（加入金を利用できる分）の権利変換については、前条の規定による給水装置の所有者とみなす。

(平成 17 水道局規程 7・追加、平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(加入金の納付)

第 8 条 条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する加入金は、様式第 3 号の納入通知書兼領収書により納付しなければならない。

2 前項に規定する通知書兼領収書により難いと管理者が認める場合は、川口市上下水道局会計規程（昭和 42 年水道部規程第 12 号）第 106 条第 1 項第 12 号に規定する納入通知書兼領収書により納付することができる。

(平成 23 水道局規程 8・平成 31 上下水道局規程 19・一部改正)

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の申込み)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項に規定する給水装置の工事の承認を受けようとする者は、様式第 4 号の打合せ書に基づき管理者と協議しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、前項に規定する協議に基づき様式第 5 号の申込書を管理者に提出しなければならない。

3 給水装置の所有者が、給水装置の工事により分岐部の位置の変更に伴い給水装置を撤去する場合は、様式第 6 号の申込書を、管理者に提出しなければならない。

4 給水装置の所有者が、給水装置を廃止するときは、第 6 条に規定する廃止届と併せて前項の申込書を管理者に提出しなければならない。

5 第 2 項の規定にかかわらず、管理者が認める緊急を要する漏水等の修繕の工事については、様式第 5 号の申込書に代えて様式第 7 号の報告書を管理者に提出することができる。

6 第 3 項及び第 4 項に規定する給水装置の撤去に要する費用は、管理者が別に定めるところにより負担する。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(メーター等の撤去)

第 10 条 メーター又は各戸メーター（以下「メーター等」という。）の増径若しくは減径又は給水装置の廃止に伴うメーター等の取外しをしようとする者は、様式第 8 号の撤去届を管理者に提出するとともに、取り外したメーター等を管理者に返納しなければならない。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(給水装置の工事の承認)

第 11 条 条例第 8 条第 1 項に規定する工事の承認は、次に掲げる要件を備えている場合に行うものとする。

- (1) 給水装置の分岐に係る配水管等の給水能力の範囲内であること。
- (2) 計画使用水量その他の使用方法が、管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(給水の方法)

第 12 条 給水の方法は、給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理を考慮し、管理者が別に定めるところにより決定しなければならない。

(道路掘削等)

第 13 条 条例第 8 条第 1 項に規定する工事をしようとする者で道路又は河川区域若しくは河川保全区域内の掘削等が必要な場合は、道路管理者、河川管理者等が定める道路掘削申請書兼許可書、道路又は河川占用許可申請書等の必要な書類を管理者に提出し、道路管理者、河川管理者等の許可を受けなければならない。

(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規定 6・一部改正)

(メーターの設置の期限)

第 14 条 給水装置の所有者は、道路の建設及び区画整理事業等の施行に伴い給水装置のうち配水管等から分岐し、止水栓までの工事を先行して行う場合は、しゅん工後 1 年以内にメーターを設置しなければならない。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、しゅん工後 1 年を超え、かつ、なおメーターが設置されていない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その修繕に要する費用を負担する。

- (1) 分岐部から止水栓の間で、公道部分から自然漏水しているとき。
- (2) その他管理者が必要と認めるとき。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(利害関係人の提出する同意書)

第 15 条 条例第 8 条第 2 項に規定する利害関係人の同意書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書とする。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設けようとするとき 当該家屋又は土地所有者の同意書
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき又は分岐している既設給水装置の計画使用水量が増加する仕様に改造するとき 当該給水装置の所有者の同意書
(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規定 6・一部改正)

(給水装置の所有者の変更)

第 16 条 条例第 18 条第 2 項第 2 号に規定する届出は、様式第 2 号の変更届により行うものとする。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(給水装置の分岐利用者への通知)

第 17 条 給水装置の分岐を同意した使用者等(条例第 7 条第 1 項に規定する使用者等をいう。以下同じ。)は、第 9 条第 3 項及び第 4 項に基づきその給水装置を撤去しようとするときは、あらかじめ当該分岐を利用する者に通知しなければならない。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(給水装置の工事に伴う誓約書の提出)

第 18 条 管理者は、給水装置の工事に伴い、当該給水装置又はその所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水装置の工事をしようとする者又はその工事を行った者に誓約書の提出を求めることができる。

- (1) 条例第 16 条第 2 項に規定する位置に設置できないとき。
- (2) 給水装置の管理義務を怠るおそれがあるとき。
- (3) 流量計算により適正な水量又は水圧の確保が難しいとき。
- (4) 川口市給水装置工事設計施行基準(平成 10 年水道局告示第 2 号。以下「設計施行基準」という。)等による施行が難しいとき又は設計施行基準に定めのない工法を管理者と協議し、条件付きで施行するとき。

(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規程 6・一部改正)

(指定給水装置工事事業者が提出する申込書)

第 19 条 条例第 10 条第 2 項に規定する設計審査又は工事検査を受けようとする者は、様式第 5 号の申込書を管理者に提出しなければならない。この場合において、設計審査を受けるときは設計図を様式第 5 号の申込書に添付しなければならない。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(工事の中止等の届出)

第 20 条 給水装置の工事の承認の申込みをした者は、その工事を中止し、又は申込みを取り下げようとする場合、様式第 9 号の申込書を管理者に提出しなければならない。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(工事の設計)

第 21 条 給水装置の工事の設計範囲は、次のとおりとする。

(1) 給水栓までの直結給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽の給水口まで

2 前項第 2 号の規定に該当する場合において、管理者が必要と認めるときは、貯水槽水道等以下の設計図を徴収する。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(メーターの位置等)

第 22 条 条例第 16 条第 2 項の規定により管理者が定めるメーターの位置は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 建築物の外であつて、当該建築物の敷地内

(2) 給水装置の配水管等の分岐部から最も近い道路境界線の 2 メートル以内の敷地

(3) 点検又は検針を安全かつ容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれのない場所

(5) 水平に設置できる場所

(6) 管理者がメーターの維持管理上支障がないと認める場所

2 各戸メーターの設置の条件は、管理者が別に定める。

(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規程 6・一部改正)

(工事の検査及び確認)

第 23 条 給水装置の工事の検査は、中間検査、しゅん工検査及びそれらの再検査とする。

2 中間検査は、貯水槽等の周りの配管状況及び全面的に隠蔽される個所等の工法について行い、併せて材料の確認を行う。

3 しゅん工検査は、次に掲げる項目の検査と併せて材料の確認を行う。

(1) 設計施行基準又は事前協議結果に定める工法

(2) 給水装置の水圧

(3) 水の色、濁り、臭い及び味に関する水質 (貯水槽水道を含む。)

(4) 残留塩素の有無(貯水槽水道を含む。)

(5) 国道、県道又は市道を縦断して布設する管

(6) 道路の掘削に伴う仮復旧状況の確認

4 再検査は、前 2 項の検査を実施し、その検査の基準に適合しない場合であつて、その後当該箇所が適正に処理された後に行う。

- 5 しゅん工検査及び再検査は、様式第 10 号の日程表に基づき行うものとする。
(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規程 6・一部改正)

(工事費の算出方法)

- 第 24 条 条例第 11 条第 3 項に規定する工事費は、市が当該工事に実際に要する経費を標準として、毎事業年度の初めに埼玉県土木工事設計単価表等に基づいて管理者が定める。ただし、年度途中において著しく経費に変動を生じた場合は、これを改定することができる。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(分岐に要する費用)

- 第 25 条 管理者は、指定給水装置工事事業者が、施工上配水管等から分岐する工事が困難なときは、当該指定給水装置工事事業者に代わって、分岐する工事を行うものとし、これに要する費用を当該工事をしようとする者から徴収する。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者が断水を伴う工事を施工する場合であって、次に掲げる費用を要するときは、当該費用を当該工事をしようとする者から徴収する。
- (1) 断水工事費
 - (2) 断水広報費
 - (3) その他の工事に要する費用
- 3 前 2 項に要する費用は、条例第 11 条の規定により算定するものとする。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

第 26 条 削除

(標識)

- 第 27 条 第 23 条に規定するしゅん工検査後にメーターを設置したときは、家屋に様式第 12 号の標識（各戸メーターを設置した場合にあっては、様式第 12 号の 2 の標識）を掲げるものとする。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(配水管等の修繕)

- 第 28 条 配水管等の工事及びその他の工事において、故意又は過失によりこれを破損した者は、管理者に様式第 13 号の依頼書を提出しなければならない。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(配水管等修繕代の納付)

- 第 29 条 前条に規定する破損の修繕に要する費用は、様式第 14 号の納入通知書兼領収書により管理者に納付しなければならない。
- 2 前項の費用は、条例第 11 条の規定により算出するものとする。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

第3章 給水

(給水の申込み)

第30条 条例第15条に規定する給水の申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を管理者に提出することによって行うものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りではない。

- (1) 給水装置を新設して水道の使用を新たに開始する場合 様式第15号の申込書。
 - (2) 既設の給水装置により水道の使用を再び開始する場合 様式第16号の届出書。
- (平成23水道局規程8・全改)

(特別給水)

第31条 条例第22条第3項に規定する特別給水の申込みをしようとする者は、様式第17号の申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の特別給水を受けた者は、様式第18号の納入通知書により管理者に納付しなければならない。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(メーターの保管)

第32条 条例第17条第1項に規定するメーターの保管者は、メーターを清潔に保管し、装置の場所には、その点検若しくは修繕又は検針に支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(メーター等の検査)

第33条 使用者等は、メーター等の機能に異状があると思われる場合は、メーター等検査申込書により管理者にその検査を申し込むことができる。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(メーター等の交換)

第34条 管理者は、計量法(平成4年法律第51号)第16条の規定に則りメーター等を交換しなければならない。

- 2 管理者は、前条の検査を行った結果メーター等に異状があると認める場合、様式第19号の連絡票によりメーター等を交換しなければならない。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(水道の使用中止等の届出)

第35条 条例第18条第1項の規定による届出のうち、水道の使用を中止し、又は再び中止しようとする場合の届出は、様式第19号の2の届出書により行わなければならない。ただし、管理者が別に定める場合には、この限りではない。

- 2 条例第18条第2項第1号の規定による届出は、様式第20号の届出書により行わ

なければならない。ただし、管理者が別に定める場合には、この限りではない。

(平成 23 水道局規程 8・全改)

(メーター等の取外し)

第 36 条 管理者は、使用者等又は指定給水装置工事事業者からメーター等返納申込書によりメーター等の取外しの申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、メーター等を取り外すことができる。

- (1) 条例第 33 条に該当するとき。
- (2) 申込みをした者が使用者等であるとき。
- (3) 水道の使用中止状態が 6 月以上続いているとき。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検)

第 37 条 条例第 20 条の 3 第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号) 第 55 条に規定する管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、毎年 1 回以上定期的に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。) 第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平成 23 水道局規程 8・令和元上下水道局規程 24・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第 38 条 条例第 20 条第 1 項に規定する給水装置及び水質の検査の請求をしようとする者は、様式第 21 号の請求書を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、給水装置の構造、材質又は機能について検査を行ったときは、条例第 20 条第 2 項の規定に基づき、実費を徴収する。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(メーターを設置しない給水)

第 39 条 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する管理者が給水量をメーターにより計量する必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する用途で給水する場合とする。

- (1) 公衆用水
- (2) 防火用水

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収方法)

第40条 料金は、様式第18号の納入通知書による納付、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、集金の方法によることができる。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(料金の領収書の発行)

第41条 管理者は、料金の納付を受けたときは、納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が口座振替の方法により料金を収納したときは、様式第22号又は様式第23号の通知書をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次に掲げる方法により料金の納付を受けたときは、領収書の交付を省略することができる。

(1) 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付

(2) 納入通知書による納付のうち電磁的記録の方法による納付

(平成23水道局規程8・一部改正)

(料金の徴収)

第42条 料金は、定例日に属する月分及びその前月分として、隔月に徴収する。

2 使用者が、前項の規定にかかわらず、毎月の定例日に使用水量を計量することを希望し、管理者が認めたときは、前項の規定にかかわらず毎月徴収することができる。

(平成17水道局規程5・平成23水道局規程8・一部改正)

(料金の過誤納金の還付)

第43条 管理者は、料金に過納又は誤納があると認めるときは、当該過誤納金を納入者に通知し、還付しなければならない。ただし、納入すべき料金があるときは、還付する額をこれに充当することができる。

(平成23水道局規程8・一部改正)

(算出標準に異動を生じた場合の措置)

第44条 料金を調定した後において算出標準に異動を生じた場合は、翌月分の料金で精算する。

(メーターと各戸メーターとの水量差による料金の取扱い)

第45条 メーターの計量による使用水量と各戸メーターの合計使用水量との間に水量差が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その水量差の水量の水道料金に相当する金額(次項において「料金相当額」という。)を使用者等に請求することができる。

- (1) 漏水が発生した場合において、使用者等が直ちに修繕を行わないとき。
 - (2) 装置の老朽化等により水量差が生じたとき。
 - (3) その他管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により請求する料金相当額の算定方法は、管理者が別に定める。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(定例日)

- 第 46 条 条例第 23 条に規定する定例日とは、1 日から 25 日までのそれぞれの日をいう。
- 2 前項の定例日を変更した場合の料金は、検針日現在の使用水量で算定する。
 - 3 定例日に計量したときは、様式第 24 号の通知書により水量及び料金を使用者に通知するものとする。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(使用水量の端数の取扱い)

- 第 47 条 条例第 23 条第 1 項の規定による算定において、各月の使用水量に 1 立方メートル未満の端数を生じたときは、検針日の属する月分の端数は切り捨て、当該検針日の属する月の前月分の端数は 1 立方メートルとして算定する。
(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(使用水量の認定)

- 第 48 条 条例第 24 条第 2 項に規定する使用水量の認定は、前 4 月前における使用水量をしん酌して算定し、これにより難いときは見積水量とする。

(手数料の徴収の時期等)

- 第 49 条 管理者は、条例第 28 条に規定する次の各号に掲げる手数料を、当該各号に定める場合に徴収する。
- (1) 指定給水装置工事事業者登録申請手数料
個人又は法人が、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号。次号において「事業者規程」という。）第 3 条の規定に基づき、管理者に指定の登録を申請するとき（既に登録している指定給水装置工事事業者で個人事業者である者が法人となったことにより登録の申請をする場合を含む。）。
 - (2) 指定給水装置工事事業者更新申請手数料
指定給水装置工事事業者が、事業者規程第 4 条の 2 の規定に基づき、管理者に指定の更新を申請するとき。
 - (3) 指定給水装置工事事業者証再交付申請手数料
指定給水装置工事事業者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合その他指定給水装置工事事業者証の再交付が必要な場合であって、管理者にその再交付を申請するとき。
 - (4) 給水装置工事設計審査申請手数料
給水装置の工事のうち新設工事（分岐部から止水栓までの工事を含む。）、改

造工事又は増設工事の設計の審査を申し込むとき。

(5) 給水装置工事中間検査申請手数料

設計施行基準により難い工法、又は給水の方式を伴う給水装置の工事を行う場合であって、前号の設計の審査を申し込むとき。

(6) 給水装置工事しゅん工検査申請手数料

条例第 23 条第 3 項に規定する給水装置工事のしゅん工検査を申し込むとき。

(7) 道路掘削等審査申請手数料

道路の掘削又は道路若しくは河川の占用を申し込むとき。

(8) 中高層集合住宅等中間検査手数料

中高層集合住宅等の系統配管及び屋内配管並びに貯水槽まわりについての中間検査を申し込むとき。

(9) 中高層集合住宅等しゅん工検査申請手数料

中高層集合住宅等で、貯水槽以下の給水設備についてのしゅん工検査を申し込むとき。

(10) 中高層集合住宅等認定申込手数料

管理者が別に定める中高層集合住宅等の認定を申し込むとき。

(平成 23 水道局規程 8・平成 31 上下水道局規程 19・令和元上下水道局規程 24・一部改正)

(手数料の納付)

第 50 条 条例第 28 条に規定する手数料は、様式第 3 号の納入通知書兼領収書により、管理者に納付しなければならない。

(手数料の免除等)

第 51 条 条例第 28 条第 1 項第 2 号エに規定する手数料は、次に該当するときは、免除することができる。

(1) 緊急の工事を行う場合。

(2) 給水装置の撤去の工事を行う場合。ただし、給水装置の工事と同一施工のときを除く。

2 管理者は、既に納入している条例第 28 条第 1 項第 2 号の手数料は、還付しない。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(料金の軽減及び免除)

第 52 条 条例第 29 条の規定により料金の軽減又は免除をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 漏水によるとき。

(2) 災害による消火のため、水を使用したとき。

(3) 条例第 19 条の 2 に規定する緊急転用をしたとき。

(4) その他管理者が特別の事由があると認めるとき。

2 前項に規定する料金の軽減の算出に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(料金計算の特例)

第 53 条 定例日の中途において口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料金を適用する。

2 第 3 条の規定に基づき認定を受けた共同住宅の料金の算出に関する事項は、管理者が別に定める。

3 共同住宅の戸数の変更は、当該変更に係る届出のあった月の属する調定の次の調定分から適用する。

(平成 17 水道局規程 13・平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(料金の徴収区分)

第 54 条 条例第 27 条に規定する料金は、次の表に定める区分により徴収する。

| 期 別 | 甲 地 区 | 乙 地 区 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 第 1 期 | 4 月 1 日 から 5 月 31 日まで | 5 月 1 日 から 6 月 30 日まで |
| 第 2 期 | 6 月 1 日 から 7 月 31 日まで | 7 月 1 日 から 8 月 31 日まで |
| 第 3 期 | 8 月 1 日 から 9 月 30 日まで | 9 月 1 日 から 10 月 31 日まで |
| 第 4 期 | 10 月 1 日 から 11 月 30 日まで | 11 月 1 日 から 12 月 31 日まで |
| 第 5 期 | 12 月 1 日 から 1 月 31 日まで | 1 月 1 日 から 2 月 末日まで |
| 第 6 期 | 2 月 1 日 から 3 月 31 日まで | 3 月 1 日 から 4 月 30 日まで |

2 前項の表に定める地区の区分は、別表第 1 のとおりとする。

(平成 19 水道局規程 12・平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(料金の納入期日)

第 55 条 料金は、前条第 1 項に規定するの区分により毎期の末日の属する月の翌月 7 日（この日が民法第 142 条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の直後の休日又は土曜日でない日）までに、每期分を納入しなければならない。

(平成 17 水道局規程 13・平成 23 水道局規程 8・一部改正)

第 5 章 管理

(情報提供)

第 56 条 法第 24 条の 2 に規定する情報の提供は、次の第 1 号から第 5 号までに掲げるものにあつては毎年 1 回以上定期的に、第 6 号及び第 7 号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- (1) 法第 20 条第 1 項の規定により行う定期的水質検査の計画及び結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- (2) 水道事業の実施体制に関する事項（法第 24 条の 3 第 1 項の規定による委託の内容を含む。）
- (3) 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

- (4) 料金その他需要者の負担に関する事項
- (5) 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- (6) 法第 20 条第 1 項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- (7) 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

(配水管等の維持管理の特例)

第 57 条 給水装置工事を申し込む者は、自ら配水管等の維持管理を行うことが困難であると管理者が認めるときは、管理者が別に定める手続きにより、これを市に無償で譲渡することができる。

(平成 23 水道局規程 8・平成 29 水道局規程 6・一部改正)

(給水停止の通知)

第 58 条 条例第 32 条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめこれを使用者に通知する。

(身分証明書等)

第 59 条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- (1) 給水装置の検査に従事する職員 様式第 25 号
- (2) 給水装置の検針、閉栓及び開栓に従事する職員 様式第 26 号
- (3) 水道料金の徴収に従事する職員 様式第 27 号

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

(その他)

第 60 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(川口市水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号。以下、「旧規定」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、旧規程に基づき行われた手続及び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

4 この規程の施行の際、旧規程に基づき、既に給水装置工事の申込みを受理している設計審査及びしゅん工検査に係る手数料については、なお従前の例による。

5 この規程の施行の際、旧規程に基づく様式で現に残存するものがあるときは、そ

の残品の存する間、必要な個所を訂正の上、なお使用することができる。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

- 6 この規程の施行の際、川口市水道利用加入金徴収基準に基づき行われた手続及び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

- 7 この規程の施行の際、給水装置廃止に係る水道利用加入金の取扱要綱に基づき行われた手続及び行為は、この規程により行われた手続及び行為とみなす。

(平成 23 水道局規程 8・一部改正)

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日水道局規程第 5 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 26 日水道局規程第 7 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 24 日水道局規程第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(経過装置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の様式第 4 号に基づき行った協議は、この規程の施行後も、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日水道局規程第 4 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 10 月 1 日水道局規程第 10 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 1 日水道局規程第 12 号)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 1 日水道部規程第 1 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日水道部規程第 6 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 30 日水道部規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過装置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則 (平成 23 年 10 月 11 日水道部規程第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

(経過装置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程

に基づき、既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日水道局規程第 6 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程に基づき既に印刷済みの帳票については、所要の修正を加え、当分の間使用することができる。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日上下水道局規程第 19 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 1 日上下水道局規程第 24 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 25 日上下水道局規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 40 条の改正規定及び第 41 条に 1 項を加える改正規定は令和 2 年 9 月 1 日から、様式第 22 号及び様式第 23 号の改正規定は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 26 日上下水道局規程第 3 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号、様式第 4 号から様式第 9 号までの改正規程は令和 3 年 4 月 1 日から、第 26 条、様式第 11 号及び様式第 11 号の 2 の改正規定並びに附則第 3 項の規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の川口市水道事業給水条例施行規程(次項において「旧規程」という。)に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

3 令和 3 年 7 月 1 日前に旧規程第 26 条第 1 項の規定に基づき依頼票が管理者に提出された工事に係る旧規程第 26 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

1 1 別表

(平成 27 水道局規程 8・一部改正)

| 区分 | 地 域 |
|-----|--|
| 甲地区 | <p>本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、栄町 1 丁目、栄町 2 丁目、栄町 3 丁目、金山町、舟戸町、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、幸町 3 丁目、川口 1 丁目、川口 2 丁目、川口 3 丁目、川口 4 丁目、川口 5 丁目、川口 6 丁目、飯塚 1 丁目、飯塚 2 丁目、飯塚 3 丁目、飯塚 4 丁目、西川口 1 丁目、西川口 2 丁目、西川口 3 丁目、西川口 4 丁目、西川口 5 丁目、西川口 6 丁目、仲町、飯原町、原町、宮町、南町 1 丁目、南町 2 丁目、緑町、荒川町、並木元町、並木 1 丁目、並木 2 丁目、並木 3 丁目、並木 4 丁目、前川町 4 丁目、青木 1 丁目、青木 2 丁目、青木 3 丁目、青木 4 丁目、青木 5 丁目、中青木 1 丁目、中青木 2 丁目、中青木 3 丁目、中青木 4 丁目、中青木 5 丁目、西青木 1 丁目、西青木 2 丁目、西青木 3 丁目、西青木 4 丁目、西青木 5 丁目、上青木西 1 丁目、上青木西 2 丁目、上青木西 3 丁目、上青木西 4 丁目、上青木西 5 丁目、上青木 1 丁目、上青木 2 丁目、上青木 3 丁目、上青木 4 丁目、上青木 5 丁目、上青木 6 丁目、南前川 1 丁目、南前川 2 丁目、前上町、前川 1 丁目、前川 2 丁目、前川 3 丁目、前川 4 丁目、本前川 1 丁目、本前川 2 丁目、本前川 3 丁目の一部、朝日 1 丁目、朝日 2 丁目、朝日 3 丁目、朝日 4 丁目、朝日 5 丁目、朝日 6 丁目、未広 1 丁目、未広 2 丁目、未広 3 丁目、新井町、元郷 1 丁目、元郷 2 丁目、元郷 3 丁目、元郷 4 丁目、元郷 5 丁目</p> <p>元郷 6 丁目、弥平 1 丁目、弥平 2 丁目、弥平 3 丁目、弥平 4 丁目、東領家 1 丁目、東領家 2 丁目、東領家 3 丁目、東領家 4 丁目、東領家 5 丁目、領家 1 丁目、領家 2 丁目、領家 3 丁目、領家 4 丁目、領家 5 丁目、河原町の区域、大字赤井の一部、大字安行慈林の一部、坂下町 1 丁目、坂下町 2 丁目、坂下町 3 丁目、坂下町 4 丁目の一部、桜町 1 丁目、桜町 2 丁目、桜町 3 丁目、桜町 4 丁目、桜町 5 丁目、桜町 6 丁目、大字里の一部、大字辻の一部、鳩ヶ谷本町 1 丁目、鳩ヶ谷本町 2 丁目、鳩ヶ谷本町 3 丁目、鳩ヶ谷本町 4 丁目</p> |

| | |
|-----|--|
| 乙地区 | <p>本前川3丁目の一部、朝日4丁目の一部、朝日5丁目の一部、大字赤井、赤井1丁目、赤井2丁目、赤井3丁目、赤井4丁目、大字東本郷、東本郷1丁目、東本郷2丁目、本蓮1丁目、本蓮2丁目、本蓮3丁目、本蓮4丁目、大字蓮沼、江戸袋1丁目、江戸袋2丁目、江戸1丁目、江戸2丁目、江戸3丁目、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、新堀1丁目、大字榛松、榛松1丁目、榛松2丁目、榛松3丁目、大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、在家町、北園町、柳根町、大字芝、芝西1丁目、芝西2丁目、芝塚原1丁目、芝塚原2丁目、大字伊刈、大字小谷場、芝中田1丁目、芝中田2丁目、芝新町、芝宮根町、芝高木1丁目、芝高木2丁目、芝東町、芝下1丁目、芝下2丁目、芝下3丁目、芝1丁目、芝2丁目、芝3丁目、芝4丁目、芝5丁目、芝樋ノ爪1丁目、芝樋ノ爪2丁目、芝富士1丁目、芝富士2丁目、芝園町、柳崎1丁目、柳崎2丁目、柳崎3丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、大字安行原、大字安行領家、安行出羽1丁目、安行出羽2丁目、安行出羽3丁目、安行出羽4丁目、安行出羽5丁目、大字安行慈林、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、戸塚1丁目、戸塚2丁目、戸塚3丁目、戸塚4丁目、戸塚5丁目、戸塚6丁目、戸塚東1丁目、戸塚東2丁目、戸塚東3丁目、戸塚東4丁目、東川口1丁目、東川口2丁目、東川口3丁目、東川口4丁目、東川口5丁目、東川口6丁目、戸塚鉄町、戸塚境町、戸塚南1丁目、戸塚南2丁目、戸塚南3丁目、戸塚南4丁目、戸塚南5丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵1丁目、長蔵2丁目、長蔵3丁目、大字久左衛門新田、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台1丁目、北原台2丁目、北原台3丁目、大字差間、差間1丁目、差間2丁目、差間3丁目、坂下町4丁目の一部、大字里の一部、大字辻の一部、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町1丁目、鳩ヶ谷緑町2丁目、南鳩ヶ谷1丁目、南鳩ヶ谷2丁目、南鳩ヶ谷3丁目、南鳩ヶ谷4丁目、南鳩ヶ谷5丁目、南鳩ヶ谷6丁目、南鳩ヶ谷7丁目、南鳩ヶ谷8丁目、八幡木1丁目、八幡木2丁目、八幡木3丁目、三ツ和1丁目、三ツ和2丁目、三ツ和3丁目</p> |
|-----|--|